

# 環境社会配慮助言委員会 第150回 全体会合

日時 2023年7月7日（金）14:00～16:45

場所 JICA本部2階229会議室及びオンライン

（独）国際協力機構

## **助言委員**

東 佳史	立命館大学政策科学部・大学院 教授
阿部 貴美子	実践女子大学人間社会学部 非常勤講師
阿部 直也	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
貝増 匡俊	神戸女子大学 家政学部 家政学科 教授
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 東京サステナビリティフォーラム フェロー
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
鈴木 和信	日本大学 国際関係学部 教授
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター (JACSSES) 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授
寺原 譲治	城西国際大学 観光学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部 元教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
松本 悟	法政大学 国際文化学部 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー

敬称略、五十音順

## **JICA**

宮崎 卓	審査部 部長
馬杉 学治	審査部 次長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
高橋 暁人	審査部 環境社会配慮審査課 課長
吉田 啓史	南アジア部 南アジア第四課 企画役
五月女 淳	東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課 課長
森川 結子	中東・欧州部 中東第一課 課長
横田 憲治	中東・欧州部 中東第一課 企画役

○小島 こちらJICA本部にいます、審査部の小島です。

本日も助言委員会全体会合にお集まりいただきまして、ありがとうございます。冒頭私のほうから、いつもの注意事項を何点か述べたいと思います。

画面で見えてるとおりですが、一律ミュートさせていただいておりますので、ご発言される際はご自分で外していただくようお願いします。通信状況が許せばカメラもオンにさせていただくと、皆さんの表情が確認できていいかと思います。逐語議事録を作成する関係で、発言する際は必ずお乗りいただいた後お願いします。

今日はチャット機能はできるだけ使わないようにお願いします。ご発言されたい際は挙手機能を使っていると、委員長も指名しやすいと思いますのでご協力いただければと思います。それ以外にも発言されたい場合は、画面で手を上げる、あるいは声を出していただくなどしていただければいいと思います。

質問やコメントについては、誰に対するものかというのを言っていただければと思います。JICAの場合はJICAと言っていただければ、その後どの部署かっていうのは私たちのほうで適宜割り振りますので、気にしていただくなくても結構です。ご発言が終わられたら、以上ですと言っていただければ時間の節約になると思います。

議事録作成で一番難しいのは発言が重複する際です。どなたかがお話のときはできるだけご発言は控えていただくようお願いします。

以上がいつもの注意事項でございます。

では委員長、よろしくお願いします。

○原嶋委員長 はい、原嶋ですけど、音声入ってますか。

○小島 はい、小島です。よく聞こえます。

○原嶋委員長 それでは、JICA環境社会配慮助言委員会の第150回全体会合を開催します。よろしくお願いします。

それでは、お手元に本日の議事次第配られていると思います。

開会終わりましたので、さっそく2番目のワーキンググループのスケジュール確認ということで、今お手元の資料の2ページ目に8月、9月の日程出ておりますので、もし変更が必要な場合は数日中に事務局にご連絡いただきたいと思います。

事務局のほう、何かございますでしょうか。

○小島 はい、事務局の小島です。

すみません、ちょっとイレギュラーですがJICA審査部の部長が交代しましたので新部長からご挨拶させていただきたいと思います。

では、お願いします。

○宮崎 委員長はじめまして、委員の皆様、大変お世話になっております。

私、7月1日付けをもちまして前任の戸島から審査部長の業務を引き継ぎました、宮崎と申します。

今後よろしくお願いいたします。

ちょうど先週、赴任先のウズベキスタンというところから戻りまして、まだ審査部の業務はちょっと始めたばかりという状況ではございますが、実はそのウズベキスタン赴任前は審査部にちょっ

とおりまして、環境社会ラインの業務は直接携わってなかったんですけれども、同じ部の中で横目に見ながらいろいろと大変そうなことをやっていらっしゃるな、というようなことを見ておりまして、今回皆さんとご一緒できるということについては大変嬉しく思っております。

改めてのお話になるんですけれども、委員の皆様におかれましては、日頃JICAの環境社会配慮ガイドラインの適切な運用に向けて非常に的確、適切なお助言をいただいております、この点につきまして重ねましてお礼を申し上げたいというふうに思います。

2020年の1月にガイドラインの改正を実施しまして、昨年度2022年度は合計14回ワーキンググループ会合が開催されたというふうに承知いたしております。

世界の状況は様々変わる中、環境社会配慮の課題を取り巻く情勢というものも非常に複雑化、多様化しているという状況がございます。この中にありまして、助言委員の皆様のお助言というものをしっかりと踏まえまして、個別案件における環境社会配慮ガイドラインの適切な運用に努めるということで、さらにはひいては環境社会配慮業務のより一層のJICAとしての改善に努めてまいりたいということで、部の皆とも一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので委員の皆様におかれましては、今後も引き続きよろしく願いいたします。

○小島 宮崎部長、ありがとうございました。

引き続き審査部共々どうぞよろしくお願いいたします。突然失礼しました。

委員長、マイクをお返しします。

○原嶋委員長 申しわけありませんでした。宮崎部長には今後ともよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様、何かご発言ありましたらいただきますけれどもよろしいでしょうか。

それでは、繰り返しになりますけれども今、日程表にワーキンググループのスケジュール確認に戻らせていただきます。繰り返しになりますけれども、今お手元の資料で8月、9月の日程でございますので、変更の必要がある場合は数日中に事務局のほうにご連絡いただきたいと思います。あと何か大きな点でご発言ありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。

日程について事務局のほう、何かありましたらお願いします。

○小島 はい、改めまして審査部の小島です。

日程につきましては、またメールベースで調整させていただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは委員の皆様、もしスケジュールにつきましてここで確認しておく必要があることがありましたらご発言いただきますので、サインを送ってください。

それでは、本件特に無いようですので、ワーキンググループスケジュールの確認についてはここで締めくくりとさせていただきます。詳細について、また、変更等については速やかに事務局のほうにご連絡をお願いします。

続きまして、3番目のワーキンググループの会合報告と助言文の確定に移ります。本日1件予定されております、バングラデシュのジョイデプール - イシュルディ間の鉄道の複線化事業でございます。本件につきましては、柴田委員に主査をお願いしておりますので、柴田主査よりご説明お願い申し上げます。

○柴田委員 はい、ありがとうございます。

それでは、画面もありがとうございます。バングラデシュ国ジョイデプール - イシュルディ間鉄

道複線化事業、協力準備調査ドラフトファイナルレポートの助言案についてワーキンググループの議論の結果、ご報告させていただきます。

ワーキンググループご覧の資料のとおり、6月12日にオンラインで鈴木委員、寺原委員それから原嶋委員長と柴田で行ってまいりました。添付の資料配布の資料はご覧のとおりということになっております。こちらの事業、対象のガイドラインは2010年の環境社会配慮ガイドラインということになってございます。

それでは、ページ次に進んでいただきまして、助言案の検討結果ということで助言案4点、全体会合にお諮りしたいと思っております。1点目から3点目が環境配慮になります。

1点目が、詳細設計段階で事業対象地域の特性を踏まえて、沿線における騒音・振動の配慮が必要な施設（学校、病院等）の存在を確認し、影響軽減策を検討実施するようファイナルレポートに記載し、バングラデシュ国鉄に申し入れることというのが1点目でございます。

それから2点目ですけれども、この事業をすでに線路が走って車両が運行している、そういった路線の複線化になるんですけれども、そういった意味で既存線路があるChalan Beel内、複線化が実施されると。しかし、この地域Chalan Beelの場所がJICA環境社会配慮ガイドライン上の重要な生息地に該当しますので、重大な負の影響をもたらさないよう緩和策を検討しモニタリングを行うよう、バングラデシュ国鉄に申し入れることということが2点目の助言案になってございます。

それから3点目に進んで参ります。複線化のための盛り土にあてる土砂の確保による環境社会影響について、適切な配慮を行うようバングラデシュ国鉄に申し入れることというのが3点目になります。

最後4点目、社会配慮の点の助言案になります。ステークホルダー協議の結果を受けて、そのニーズに沿った生計回復プログラムの設定を行うようバングラデシュ国鉄に申し入れることという4点の助言案になってございます。

まとめて論点のほうも説明させていただければと思っておりますので、次のページ、画面進めていただければと思っております。

それでは、論点のほうご説明させていただきます。

論点は議論はいろいろあったんですけれども、今回全体会合に向けて挙げさせていただいてるのは生計回復プログラムの妥当性についてというところで、ワーキングの中で議論がございましたので論点として挙げさせていただいております。

この論点については、文章をお読みいただいたとおりかと思うのですが、特に後半の部分で、ガイドラインの遵守に向けて生計回復支援プログラムの内容の妥当性の検証に関して、引き続き環境社会配慮助言委員会で議論していく必要性が高いというような問題意識が示されたということで、個別の案件、今回もそうですけれども、ステークホルダー協議から今回の場合はスコーピングの段階から助言委員会で議論させていただいていて、その結果も踏まえて丁寧にステークホルダー協議を進めていただいている、そういった案件かと思うんですけれども、その先に実施の段階でどのようなプログラムがどのように実施されて、その結果どうなったのかといったところのフォローについても助言委員会でちゃんと確認していく必要ってというのが場合によってはあるのではないかと、そういったところまで含めて少し当日議論もございましたので、こういった形で論点ということで挙げさせていただいております。

それでは、当日のワーキングのご報告は以上になります。よろしく申し上げます。

○原嶋委員長 はい、原嶋です。どうもありがとうございました。

それでは、ワーキンググループにご参加いただいた鈴木委員、寺原委員、もし補足や追加ございましたらご発言をお願いします。

○鈴木委員 鈴木でございます。ありがとうございます。

特段追加等ございません。ありがとうございます。

○寺原委員 寺原です。

特段追加はございません。よろしくをお願いします。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは委員の皆様、今柴田主査よりご説明のありました助言文につきましてご発言いただきます。

まず田辺委員、どうぞお願いします。

○田辺委員 はい、ありがとうございます。

私もバングラの案件は特にマタバリの案件をずっと見ていて、住民のニーズ、その雇用のトレーニングとかそういうものがニーズに合っていないということは多々これまで聞いているんです。このニーズに沿った生計回復プログラムという言葉が出てくるんですが、これがどんなふうにニーズに沿っていないと住民らが考えているかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 後ほど何人かいただいた後、レスポンスさせていただきます。

源氏田委員、どうぞお願いします。源氏田委員、音声が入っていないですね。

○源氏田副委員長 すみません、聞こえますでしょうか、源氏田です。

私のほうは助言の2番についてJICAに質問です。

このChalan Beelという場所ですが、重要な生息地に該当するというので、回答表を拝見しましたところ、希少な絶滅危惧種の魚類がいるということがわかりました。それで、その回答表の中に生態系の専門家から緩和策について提言があり、それを実施しますと書いてあったのですが、この具体的な緩和策の内容、専門家から提言のあった緩和策の内容について、教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

小椋委員、聞こえますか。

○小椋委員 はい、聞こえます。

○原嶋委員長 はい、お願いします。

○小椋委員 ご苦労さまです。

私も田辺委員のご質問に近いのですが、スコーピング案の時にこのワーキングに入らせていただいてその時に非常に気になったのが、今日も配布のあった案件概要説明資料の3/6の箇所、左上に沿線沿いに建物が建っていますが、これは、恐らくライト・オブ・ウェイ (ROW) の中にかかるであろう建物です。この建物の住人は、恐らくノンタイトルホルダー（無権利者）ではないかと推測しています。スコーピング案のワーキングの時にノンタイトルホルダーの方に対する生計回復策、補償、建物補償、あるいは土地の斡旋というのはどうなりますかという質問もさせていただいたん

です。この中に、ステークホルダーと今回の助言で書かれているのですが、ステークホルダーの中には、このいわゆるノンタイトルホルダーの方が入っていらっしゃるのかどうかという確認と、引き続きこのいわゆる土地なし住民、ランドレスパプス(Landless PAPs)とかノンタイトルホルダーといわれる方に対してはどんな補償方針を持っていらっしゃるのかという、この2点を伺いたいです。

以上です。

○原嶋委員長 はい、それでは一応ちょっと一旦ここで区切りさせていただいて、まず田辺委員と小椋委員からございましたけれども、鈴木委員、もし今お二人の質問に対して何かレスポンスありましたらいただきたいと思っておりますけれども。

その後、JICAのほうでいただきますけど、鈴木委員、何かございますか。ニーズのところですか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

私の認識が間違っていて申しわけないんですけども、今田辺委員と小椋委員からいただいた認識と全く同じでございます。ノンタイトルホルダー、多分非権利者という言い方をしているかと思うんですけども、非権利者の方々への配慮をバングラデシュ国鉄のほうで少し悩んでるとか、十分なニーズを汲み取っていないかもしれないという話を受けて、今回ワーキンググループの中で議論させていただいたというふうに思います。

その中で、ステークホルダー協議は凄く丁寧にされているという、まさに主査がおっしゃっていただいたとおりだというふうに思います。であるからこそ、そういった少し向こうの政府との見解の違いとかもあるのであれば、改めて本当にそれが提案されるであろう生計回復プログラムと言っているものが、彼ら非権利者と言っている方々のニーズに合っているかどうか、きちんと確認をしたうえで本当に実体的な現実的な提案をしていただきたい、それを申し入れをお願いしたいということで、このような形で助言ということでさせていただいたということになります。回答になっているかわかりませんが、同じ認識でございます。

ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それではJICAの側、今のノンタイトルホルダーのカテゴリの問題と、あと源氏田委員からご指摘のあった生息地の問題について、これは南アジア部でしょうか、どちらでしょうか。JICAの側でご対応お願いしていいでしょうか。ノンタイトルホルダーの扱いと生息地における問題ですね。

2点お願いしてよろしいでしょうか。

○吉田 はい、それでは今ご質問いただいた内容について、本件主管しております南アジア部より吉田が回答します。

すみません、こちらの声は聞こえておりますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、聞こえてます。

○吉田 はい、それではまず田辺委員からご指摘いただきました、まず生計回復支援策のニーズがっているのかあっていないのかという点です。

今回、先ほど主査からもご説明いただいたように、スコoping段階でもステークホルダー協議のやり方というところではご助言をいただいております、2段階目のドラフトファイナル段階で、かなり細かいメッシュでステークホルダー協議、特に属性に応じたフォーカスグループディスカッションという形でニーズの聞き取りを行っております。

今回、今得られている情報によりますと、ステークホルダー協議の中のフォーカスグループディスカッションごとに、やはり属性ごとに例えば、生計回復支援策の中で行う研修や職業訓練の内容についても、かなりニーズが異なっているという事が確認出来ております。例えば、女性向けのフォーカスグループディスカッションでは手芸ですとか、縫製、そういったところについて訓練を受けたいというようなことを伺っております。

ほかには農業従事者、土地を借りて耕作しているような農業従事者という形になりますけれども、こういった方々からは、より高度な農業技術についての訓練を受けたいですとか、あるいはビジネスオーナー、商店を運営されてるような方々からはマーケティングについて職業訓練を受けたい、あるいはタイトルホルダーでまさに土地持ちでいらっしゃった方々からはコンピューター技術ですとか、機械、そういったところについて職業訓練を受けたい、そういった形で、幅広い方々が影響を受けるのでニーズについても幅広い分野が確認されてございます。

こういった、今現時点で確認されているような分野についてはもちろん準備をいたしますし、これから先、詳細設計の段階で改めてNGOを通じながら職業訓練についても考えていくと、そういうような形でできる限り被影響住民のご意見についても汲み取りながら職業訓練を行っていきたい、そういった形で考えてございます。

ノンタイトルホルダーの移転先につきましては、先ほどご指摘いただきましたとおり、スコーピング段階のワーキンググループでも議論になってございました。ご助言としても、できる限りその斡旋策等を考えるようにというようなこともいただいております。最終的にこの調査の結果としましては、ノンタイトルホルダーの方については、基本的には金銭の補償を行うという形での補償方針というのが準備をされていますが、そのうえで、その金銭で移転先をどう探すのかということについても、今回事業実施機関でありますバングラデシュ国鉄が雇用する移転支援のNGOがサポートします。NGOが移転先の候補をリスト化してその実際に移転できるかどうかということについて交渉手続の支援を行う、そういった移転先の斡旋支援が準備がされています。こちらが社会面についてのご説明ということになります。

加えまして、Chalan Beel、重要な生息地についての緩和策をご説明します。今用意されている緩和策は、拡幅される盛土区間の排水地点や橋脚の施工を既存の線路と同じ位置にする、あるいは橋脚の施工時には仮締切工法を用いる、建設時には生態系の専門家から提案になった緩和策に加えて予備調査を実施して絶滅危惧種の営巣や産卵が確認されるかどうかを調査する等があります。もちろん、予備調査で見つかったら工事をそこで停止して必要に応じて現地の環境局、環境省の指示を仰ぐという形で考えてございます。まず今回重要な生息地ではあるものの、すでに単線の線路が建設されている場所について完全に横付けする形で複線化をするという形ですので、影響自体は限定的だと現地の生態系の専門家からご意見を頂戴していることが前提としてありますので、工事ですらに影響が及ぼさないようにといった形での緩和策を準備している、そういった形でございます。

主管部からのご説明としては、一旦以上になります。

○原嶋委員長 はい、原嶋です。ありがとうございました。

それではちょっと前に進めさせていただきます。また、後ほど必要があればご発言それぞれいただきます。

長谷川委員、聞こえますか。



○長谷川委員 はい、長谷川です。ありがとうございます。

助言の4番、それから論点というのは非常に大切なところだと思うのですが、これまでこういった生計回復の中身についてまで検証するというふうなところまでは、なかなか助言委員会は最後まで関わってくるということはなかったと思うんです。ですから、せいぜいこの4番にあるような助言あたりを最後のFDRの審査の時に助言するぐらいで、その後は特段フォローはしなかったんですが、今回論点の中にあるように、検証をするというふうなところがちょっと違ってきていて、委員がお話された時には具体的にどういう形で引き続き検証をして行くみたいな、具体的なアイデアというか、どういうふうにこの委員会の作業の中に組み込んでいくというか、そういった、アイデアがもし出ているのであれば、そのあたりもちょっと教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 はい、原嶋です。後ほどまとめてレスポンスします。

阿部貴美子委員、聞こえますか。

○阿部（貴）委員 はい、阿部です。ありがとうございます。

私が聞きたいのは、助言の4番と論点に関わる部分で、先ほど南アジア部のご担当の吉田さんになんもお答えいただいたんですけど、スコーピングの段階でこのステークホルダー協議に女性を世帯主とする家庭ですとか、高齢者の世帯のこのニーズの把握ができるようにこの参加を呼び掛けるという助言が出ていたんですけども、実際にそのような方々の参加は得られたのでしょうか、ということをお伺いしたいと思います。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは貝増委員、聞こえますか。

○貝増委員 貝増ですが、聞こえますか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○貝増委員 ちょっとミュートになっていたもので、外すタイミングが少しずれてしまって失礼しました。

私の質問としては、先ほど同様に助言の4番と、論点のステークホルダーのところの協議ニーズに沿った生計回復プログラムのところなんですけれども、これを例えば、実際に事業を実施した後にどうなっていくのかというところで、例えばこのワーキンググループの回答表を見ていると、情報公開というところを見るとあまり前向きになっていないと、過去にもバングラデシュ自体がこの情報公開があまりできてないという状況の中で、どのようにフォローしているのかというところが結構大変だと思っています。そこでどのようにしていくのが良いのかが私のJICAに対する質問です。よろしくをお願いします。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。原嶋です。

それでは林副委員長、どうぞお願いします。

○林副委員長 はい、林です。

○原嶋委員長 ちょっと声、大きめでお願いします。

○林副委員長 すみません、いつも声が小さくて。

私も長谷川委員と貝増委員と同じ箇所の論点の話ですけど、これ一番最後に引き続き議論していくというようなことで、少し新しい展開を考えなきゃいけないなというようなご提案なのかなと思

ってます。

一つ思ったのは、この最後の3行目、4行目、5行目なんですけど、これは一般論として提案されているものと、例えば本事業として提案されているものが少し混ざってるようなイメージを持ったんですけども、これは一般論として提案されているものという理解で、引き続き生計回復支援プログラムの妥当性をどのように助言委員会なり、ワーキングなりで議論して行く、そういうようなことをお考えなのかっていうご提案として理解したんですけど、具体的なその今回の案件についても、そういう形として考慮していきたいというようなご提案してあるのであれば、その辺について少し何かお考えがあるようであればお聞かせいただきたい、そういうちょっと一般論の話と個別案件という話とその2点についてです。

以上です。よろしく申し上げます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは柴田主査、聞こえますか。今、長谷川委員、貝増委員、林副委員長からありました件、もし受け止めありましたらお願いしていいですか。

あと、後ほど阿部貴美子委員からのご質問について吉田さんお願いします。

まず柴田主査、もし受け止めありましたら頂戴します。その後、鈴木委員にもお願いします。

○柴田委員 はい、ありがとうございます。

そうですね、今、長谷川委員、貝増委員、林委員、阿部貴美子委員も関連してということなんですけれども、特にその論点にあがっておりますその妥当性の検証についての部分に関しましては、今回のワーキンググループの中で今後、具体的にこういった取り組みや工夫がというところを議論できたというようなものでは、特段なかったというふうに記憶しておりますので、これは今後の助言委員会の検討の課題の一つとして、こういったようなテーマもあるのではないかとということで、問題意識が示されたという表現でまとめていただいたかと理解しております。

特にやはり、貝増委員もご指摘くださいました情報公開のところですけども、バングラデシュのほかの案件のモニタリング結果の公開の状況も含めてということになるんですが、なかなかすべてがこう上手くいっているというふうにも限らない中で、今回の部分においても引き続き働きかけをJICAを通じてしていただいて、それを通じて見ていくのが必要ではないかといった議論であったかと記憶しております。

鈴木委員、補足いただければというふうに思います。

私からは以上です。

○鈴木委員 はい、鈴木です。ありがとうございます。

ほぼ重複してしまいますけれども、要はこのバングラデシュ個別の案件から、こういった生計回復の中身についての妥当かどうかという一般的な話で、問題認識が私たちの中で共有されたというふうに認識をしております。

なので、林副委員長おっしゃるとおりある意味新しい展開になりますけれども、具体的にどうするかって言うことは、この助言委員会とか今のガイドラインどうするかっていうことになりますので、これを受けて今後こういった議論のポイントがあるかっていうことを、一度整理してもいいんじゃないかというような問題認識としてこういった論点がまとめられたというような認識をしております。

以上でございます。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、原嶋です。ありがとうございます。

審査部の側、今生計回復の問題点について、もし受け止めありましたらご発言いただきますけれども、審査部の側、あるいは吉田さんのほうでもいいですけれども、生計回復の件で受け止めありましたら承りますけど、いかがでしょうか。

○小島 審査部の小島です。

監理段階の話だと思いますので私のほうから。

そうですね、皆さんご指摘のとおり、バングラデシュにおいてはモニタリング報告書の公開について了解してくれないという状況が続いています。

他方で、カテゴリAの助言委員会に付議された案件において、モニタリング段階で一度全体会合の場でご説明することになっています。そのような段階で、今日ご議論いただいたような問題についても含めてご報告するというのが、皆さんのニーズに応えるものかなというふうに考えています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは吉田さん、阿部貴美子委員からのご質問についてご対応お願いしたいということと、あとも生計回復について何かコメントありましたら承りますので、どうぞ。

吉田さん、お願いします。

○吉田 はい、承知しました。

では、まず阿部貴美子委員のご質問に対して回答を先にさせていただきます。

スコーピング段階のご助言でいただきました、母子や高齢者等の比較的、社会的にも脆弱だといわれているような被影響住民の方々の意見をできる限り汲み取って、ステークホルダー協議、フォーカスグループディスカッションを行うべきというような形で、スコーピング段階でもご助言いただいております。

今回このご助言に対応するために、第1回目のステークホルダー協議でもできる限りのことは調査団でもやっていたんですけれども、さらに強化をしています。まず調査の初期段階で経済社会調査、センサス調査を行って、被影響住民の社会的な属性の情報が集まりましたので、2回目はステークホルダー協議を行う場所についても、特に例えば非正規住民ですとか、脆弱層に当たるような母子家庭、高齢者の世帯、そういった方々が比較的多い地域を選定してステークホルダー協議を行っております。

また、ステークホルダー協議を行う際にも、女性の参加をできる限り呼びかけて行っております。その結果、それでも女性の参加は男性に比べて少ないという結果にはなってしまったんですけれども、第1回目のステークホルダー協議を行った際に比べると女性の参加率は上昇しているといった形になります。具体的な数字で言いますと、第2回目のステークホルダー協議の時の女性の参加率というのが3割弱、27%程度となっております。ただ、27%しかいないというふうにも読み取れますので、それでは十分ではないと考え、ステークホルダー協議についても女性向けにという形で各地区で行っております。そういった形で女性向けのステークホルダー協議を行って、先ほどご説明したような生計回復支援における研修のニーズ等も情報収集ができています。ここまでが阿部委員へのご説明となります。

先ほどの情報公開、生計回復のモニタリングについて、審査部からも説明あったとおり、そして委員の皆様もご承知いただいているとおり、バングラデシュについては残念ながら引き続きモニタリングについての情報公開で合意をいただけてないというところになります。

こちらについては、JICAの担当部としても引き続き働きかけを続けるとともに、もし事業の途中段階でもうまく情報公開に合意ができましたら、しっかりとアップデートしていける形にできるようになんとか取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上になります。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、今までの点につきまして、もし委員の皆様戻っていただいても結構ですけれど、ご発言ありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。

1点、田辺委員もしご意見あれば、生計回復プログラムの検証のあり方、これは宿題だと思いますけど、何かお考えがあれば教えてください。それを含めまして、もしご発言ありましたら委員の皆様から頂戴しますので、サインを送ってください。

田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 はい、ありがとうございます。

マタバリで、我々がJICAと議論してる中では、例えばその研修の参加者人数とともにフォローアップ、研修後にどれだけ就業者がいるかどうかとか、もしくは住民のニーズがそれぞれどういう研修が何名ぐらいいて、その研修は何回ぐらい行われているか、その回数とニーズの違いみたいなものを細かく聞いて議論をさせていただいておりますので、そういったあたりの数字がご説明の時にあるといいのかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

小椋委員、どうぞお願いします。

○小椋委員 はい、小椋です。

確かに、今日は最後の議題にもモニタリングのお話をいただくことになっていますし、その中で言うと社会配慮のほうはなかなか公開ができない状況というのはよく理解しているつもりなのですが、例えばこの生計回復の状況、あるいは移転先地が確保されていて、そこでの移転の状況っていうんですか、いわゆる非正規住民の方も含めてですけれども、そういった状況ってというのはJICA側、事務局側で把握することは可能なんでしょうか。

金銭補償してそのままどこかに行ってしまったという方は別にして、ちゃんと代替地とか斡旋される方においては可能なんじゃないかなと思うのですが、過去の事例とか、今後そういう取り組み可能なのかどうか、あるいは他のドナー、世銀だとかアジア開発銀行とか、どうなっているのでしょうかという質問でございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

JICAの側、今小椋委員からのご質問ということができるとは思いますけど、もし今の段階で何かありましたらご発言いただきますけれども、いかがでしょうか。

○小島 はい、小島です。

いろんなモニタリング報告書、公開されているものされてないものも含めて、移転したというと

ころまではきちんと書いてあるんです。ただ、その先がどうなっているかというところは、移転先で研修とかやるのであれば把握できると思うのですけれども、そういうものがないものはどこに住んでおられてるのかというのは把握できていないと思います。把握してる案件もあるんですけれども、あるのであればあったとしても、非常に数少ないかなというふうに思います。

以上が現状です。

○原嶋委員長 どうぞ、小椋委員。

○小椋委員 はい、承知しました。

今後の課題ということがわかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、情報公開の問題については後ほども出てくるとは思いますけれども、生計回復プログラムの実効性や効果の測定みたいな問題1点、重要な問題として浮かび上がってきたと思います。

松本委員、どうぞ、ご発言をお願いします。

○松本委員 関連して質問なんですけれども、今小島課長がおっしゃったように、そのトレーニングとかあればということでしたが、グリーバンスメカニズムが作られていて、その中でグリーバンスが出てきていることについては現地の実施機関からJICAに報告が無いのか、つまり異議が申立てられるまでJICAがわからない制度なのか、それともその苦情申立のグリーバンスメカニズムの中で吸収することができるのか、その点確認させてもらっていいですか。

○原嶋委員長 JICAの側、お願いしてよろしいでしょうか。

○小島 はい、再び小島です。

モニタリングレポートの中には、当該機関においてどれぐらい苦情が申立てられたかというのが記載されているものもあります。それを見ていると、騒音がひどいとか、振動があるとか、あるいは住民移転に際してなかなか進まないとかという苦情は出ています。そういうのがあったら、私達に情報が入るようになっていくというところはご理解のとおりです。

今のところで、移転先に行って実は生活が成り立っていない、あるいは生活できると思ったら家がひどいことになってたという苦情は私は見たことはありません。見たことがないってことは機能してないか、それともそういう苦情が出ていないかということになりますが、それが私たちの見立てでございまして。当然ながら、苦情処理してもなかなか応えられないのであれば異議申立てるということももちろんありえると思いますが、最近は異議申立の事例は非常に少ないというのが、私たちの感触です。

以上です。

○原嶋委員長 どうぞ、松本委員。

○松本委員 はい、どうもありがとうございます。

つまり、確認をさせていただきますと、今論点のところに出てきたようなことを実際にやろうとするのであれば、JICAのほうで把握している苦情申立の現状を通じて部分的に、場合によって、ここで共有していただくということは可能だということよろしいでしょうか。

○小島 はい、改めまして、小島です。

生計向上プログラムの妥当性について、つまり受けないプログラムがないとか、受けないタイミングにやってくれないとか、受けたはいいけど期待はずれだったというような苦情は実は私の個人

の経験として見たことないんです。なので、それも先ほど申し上げたとおり、そう思ってる人はいるけどそういう意味で苦情されてないのか、それとも本当にいいプログラムが為されているかのどっちかだと思います。集計しても多分大した情報にはならないのかなと思いますので、苦情のほうからその状況を把握するっていうのは、ちょっと難しいかなっていうのが私の考えです。

以上です。

○松本委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

いずれにしても、先ほど柴田主査からもございましたけれども、本件ということもございませぬけれど生計回復プログラムの実行性の確認について、今のところこれまであまり踏み込んだことがなかったわけです。これは1点、今後考えていくべき一つの問題なのかなということでワーキンググループではお話が出てたように記憶しておりますので、今いろいろご発言いただきましたけれども、今すぐに結論が出るということではないと思います。今後も引き続きワーキンググループでの個別の事案においても、ご配慮いただいたうえでご議論いただきたいと思っておりますし、もし何か具体的に何か対応が求められるようになればまたご提案いただきたいと思っております。

あと、情報公開については後ほどまた出てくると思っておりますので、その場でということをお願いいたします。

今お話を伺っている限りは、助言文本文そのものについては特に大きな異論がないというふうに承っておりますけれども、助言文そのものについて何かご発言、コメントありましたら頂戴しますので、確認のためご発言いただきたいと思っております。助言文のそのものについて何かご発言、ご意見がありましたら頂戴しますのでご発言いただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に助言文そのものについてはご異論がないということで、この原案どおりで確定させていただきたいというふうに存じます。よろしく申し上げます。

あと、論点につきましては、今活発にご議論いただきましたとおり、今結論がすぐになかなかないと思っておりますけれども、検討すべき課題ということでそれぞれの委員の皆様にはご認識いただいたうえで、今後のワーキンググループ等のご議論に参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

柴田主査、いかがでしょうか。

○柴田委員 はい、ありがとうございます。

私から特段追加はございません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

鈴木委員、寺原委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 鈴木です。

特段ございません。どうもありがとうございます。

○寺原委員 ありがとうございます。寺原です。

○原嶋委員長 審査部のほう、何かありましたら。

○小島 審査部も大丈夫です。

○原嶋委員長 吉田さん、大丈夫でしょうか。

○吉田 はい、大丈夫です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、今生計回復のプログラムの問題につきましては、また今後引き続きいろいろご議論いただきたいと思いますので、本日につきましてはここで一旦締めくくりとさせていただいたうえで助言文確定とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

特に何かご発言がありましたら承りますけれども、サインを送ってください。特に無いようでしたら本件ここで一旦締めくくりとさせていただきます。

柴田主査、吉田さん、どうもありがとうございました。

○吉田 ありがとうございました。失礼いたします。

○原嶋委員長 それでは、次に移りたいと思っております。

4番目の案件概要説明ということで、本日2件予定されておりますので、準備が整いましたら教えてください。

○高橋 審査部の高橋です。

会場のほうの準備は整いましたので、よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 はい、それでは改めまして、4番目の議事次第ということで、案件概要説明を2件予定しております。まず1件目がベトナム国のホーチミン市の水環境改善事業でございます。

それでは、準備が整いましたらご説明願います。

○五月女 よろしく願います。東南アジア三課の五月女と申します。

ホーチミン下水の案件についてご説明いたします。

まず3ページ目、まず背景になりますが、ホーチミン市ですが皆さんご承知のとおりベトナム南部の中心都市で人口が900万人、年々これも増加している状況でございます。

また、GDPの成長率も毎年5~7%台で推移しているということで、引き続き経済成長が見込まれております。

ホーチミン市の課題でございますが、下水普及率が約17%ということで、まだまだ普及は充分に至っていないということで、生活産業排水が多くは未処理のまま運河とか河川に放流されてしまっているということで水質汚濁への対応が喫緊の課題になっております。

あと、加えてメコンデルタ地域になりますので、標高が大変低くて降雨量も多く、内水氾濫や高潮の被害が多いというのが現状でございます。次のページいただければと思います。

そうした現状を踏まえて、ホーチミン市のほうで2001年に下水道計画のマスタープランを策定しております、12の下水処理区を設置しております。それを踏まえてJICAが第一期、これ2001年から2012年までの期間ですが、下水道の改善事業をやっております。第二期、その後、拡張ということで2016年から2023年まで下水の処理事業を行っております。右側の地図を見ていただくと、青く囲っておりますタウフ・ベンゲー・ドイ・テー処理区への整備が、第一期と第二期になっております。今回第三期目になりますが、右側の地図で申し上げますと緑色に囲っております南サイゴン処理区というピンク色の地区でこちらの整備を計画しております。

事業概要になりますが、次のページ願います。まず、土木工事としましては下水処理場の建設1カ所、12万m<sup>3</sup>/日に加えて下水・排水管の敷設ということで約70kmを予定しております。対象地域が先ほど申し上げた南サイゴン処理区のホーチミン市の7区、8区、ニャーベ郊外県となっております。次のページ願います。

地図をご覧くださいとわかりやすいのですが、まず第一期目が黄色で囲っている部分になります。第二期目が青の部分で、第三期目が南サイゴン処理区ということで、赤で囲っているところになります。一つ、②のところに8区エリアという部分がございますが、もともところち第二期で実施する予定だったんですが、道路工事の計画が進んでおらず下水管の敷設が難しかったということで、今回第三期にスコープとして含めております。

次のページになりますが、下水処理場の候補地になります。こちら、先ほどの地図でいうとちょうど真ん中の辺りになりますが、約28haの候補地が確保されているということです。こちら下水道計画のマスタープランに基づきまして選定されまして、そのマスタープランに基づいて土地利用計画のマスタープランというものが承認されておりまして、右側の地図で申し上げますと黄色く囲んでいる箇所がインフラ用地として指定されております。

現在の土地利用の状況になりますが、まず右側の地図の緑色の部分につきましてはココヤシが植樹されていると、それに加えてピンク色のところがマンゴーなどの果樹が植えられているという状況です。加えて青の部分が養殖地になっております。こちらの黄色の枠内の養殖地には3世帯が存在するというようになっております。それに加えて4本の鉄塔、右側の地図でいうと黄色く丸く囲っているDia運河の近くの緑色地区のところに、4本の高圧鉄塔が存在するということが確認されております。そのほか、住宅や工場が南のほうに密集しているという状況です。

現時点で、居住者ですが約150世帯500人程度の居住者が存在するというので、こちらの方々の住民移転が発生する可能性があるというところで、今現在RAP調査を実施しているところでございます。こちらの調査ですが、調査開始時点2020年の8月に実はこの調査を開始しておりまして、当初は大規模な非自発的住民移転を想定していなかったということで、カテゴリBで調査を進めておりましたが、今回上記のとおり約150世帯の住民移転が発生する可能性があるということで、カテゴリをAに変更させていただきました。

次に代替案の検討になります。まず事業を実施しない場合、課題でもお話ししましたが生活・工業排水がドンナイ川、サイゴン川に放出されてしまうということで水質が悪化してしまうと。人口が急増するエリアでもございますので、こうした河川、運河の水質改善が必要になってくると。それに加えて、中長期的には内水氾濫・高潮対策のためにも、こういった下水処理場と下水管渠が必要ということでございます。

水処理システムについての検討になりますが、先方の実施機関からは、左側にありますCSBRの処理法を提案されておりました。調査を実施した結果、やはりA2Oという処理方式が望ましいのではないかとということで、調査団のほうから提案して今採用されているという状況です。こちら比較しますと、まず用地取得の面積がA2Oのほうの方がより抑えることができるということと、あと運転の維持管理がA2Oのほうが比較的容易ということ、あとはリンの除去率、そういったこともA2Oのほうの方が効率的に除去できるということで、総合的に判断しましてA2Oを採用したということになります。

次に下水管渠の検討になります。PlanA、B、Cがございまして、Aが西側東側を均等に分割して下水管渠を配置する案になっております。真ん中の黄色い部分が下水処理場になっております。PlanBは、東側部分がより下水管渠が長くなっていると。PlanCは、西部分が長い、でこちらポンプは使わない予定ですので、自然勾配でできるだけ管渠を浅く工事するということが必要になってきます。PlanBになりますと、かなり赤い部分の管渠を深く掘らないといけないということと、あとは管渠の



口径が1800mmの大きなものを長く使わないといけないと。PlanCは、逆にその西側の青い部分の管渠の口径が2000mmという大きなものを長く使わないといけない、しかも深く掘らないといけないということもありまして、そういった点を踏まえてPlanAを採用することにしております。

次に環境社会配慮事項になりますが、カテゴリAで大規模な非自発的住民移転に該当が発生するというので、先ほど申し上げましたとおり当初はカテゴリBに分類されておりましたが、調査途中で大規模住民移転が生じることが判明しましたので、カテゴリAに変更を行っております。

次の現時点で想定される影響になりますが、まず汚染対策としまして、工事中には大気汚染、水質汚染、騒音・振動、廃棄物といったものが発生するというのと、あと供用時は汚泥や悪臭が発生すると、そういったものについては影響評価結果を確認しまして、モニタリング計画と実施体制など詳細確認したいと考えております。

自然環境面で申し上げますと、こちらの事業は市街地にございまして、国立公園等の影響はないということを確認しております。あと、生活排水の処理が進むことによって水質改善が予想されるということになります。

社会環境面でございますが、まず用地取得が下水処理場用に25haの確保、それに加えてアクセス道路の拡張、あとは150世帯の非自発的住民移転が発生する可能性があるということです。あと工事中は渋滞と、供用時にはDia運河近くを流れる運河沿いの水利用に対する影響ということで、こちらに関しましては詳細な調査を今行っているところでございます。

今後のスケジュールになります。まず、2022年8月に調査を開始しております、カテゴリBで調査を開始しております。それで今年の6月にカテゴリ変更を行っているところです。3月時点である程度、住民移転が発生する可能性があるということが確認できましたので、RAPの委託調査を実施しております。現在も今実施中です。RAP調査の中ではステークホルダーミーティングを5月と6月に実施しております。他方、環境調査に関しては、すでに5月末で一旦終えている状況ですが、必要に応じて7月、8月に追加調査を実施したいと考えております。こちら、ベトナムの手續の問題になります、ドラフトファイナルレポートを提出する前にベトナム側のプロジェクトプロポーザル、一番上になりますが、承認が必要になりまして、プロジェクトプロポーザルの承認が終えないとRAPが作成できないという状況になっておりますので、今年の12月にプロジェクトプロポーザルが承認された後、RAPをドラフトしてドラフトファイナルレポートを提出と、そういう流れになっております。

私からは以上になります。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただいたことに対してご質問、確認ありましたらご発言いただきますので、サインを送ってください。それでは、3名ずつでご対応お願いするようにしますので、順次進めさせていただきます。

錦澤委員 お願いします。

○錦澤委員 はい、ご説明ありがとうございます。

7ページ目のところで、施設の位置なんですけれども、一つのその大きな影響としては150世帯の非自発的住民移転が起こるということで、これを見ると恐らく南側のところがそれに該当するのかなと思います。代替案の検討で、位置の検討っていうのは含まれていないんですけれども、例えば、

この北側のほうに施設を持ってくれば、この非自発的住民移転っていうのが生じないのかなとも見えるんですけども、そういう技術的な問題とか、あるいはもうマスタープランに決まっていたのでそれに基づいてやらざるを得ないということなのか、そうだとすると、この2022年8月時点で大規模な非自発的住民移転が想定されていなかったというのが、そこがよく関係がわからなくて、マスタープランの中で位置を検討する際にどういう議論がされたのか、それもわかれば教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。

五月女さん、3人ほどまとめてご対応お願いしますので進めさせていただきますので、ご了承ください。

続きまして田辺委員、お願いします。

○田辺委員 はい、今の錦澤委員とほぼ同じ懸念ではあるんですけども、今回なぜ途中で150世帯の移転があるということがわかったのか、カテゴリ変更を伴う必要のある移転の規模が判明したのかを、もう少し詳しく教えてほしいということが一つです。

それから2点目は、この代替案の土地の代替案がないのは、結局このカテゴリ変更とこの代替案の整合性が取れていないので、これは代替案検討は土地の、これだとその150世帯以下の移転があるような土地が本当にはないのかというのがわからないので、整合してないので、これはやり直すべきだと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

続きまして二宮委員お願いします。

○二宮委員 はい、二宮です。聞こえますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、聞こえます。お願いします。

○二宮委員 私も今、奇しくも前にご質問いただいた2名の委員の先生と同じ観点でした。

それで、9枚目に代替案検討3件ありますけれども、やはりこの案件は社会面、環境面にも確認すべき重要な事項があると思いますが、とりわけやはり500名の住民移転が生じる可能性があるというところが非常に大きなところだなというふうに思いますので、この部分が今の代替案比較の中には含まれているようには見られませんので、ここのRAPの結果が出てきたところでこの代替案の、今Plan Aというのが採用前提として、これから調査が進められるということでしょうけれども、これがB案、C案の可能性が出てくるのか、あるいは新たな案を検討する必要もあるのではないかとということが懸念されましたので、その辺のご見解について若干お尋ねしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

お3方、住民移転の発生と代替案検討の問題ということで、概ね共通しておりますので、後ほどまとめて五月女さんからご発言いただきますけれども、あとお二方ご発言いただきます。

山岡委員、お願いします。

○山岡委員 はい、山岡です。聞こえますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、聞こえます。お願いします。

○山岡委員 私はその前の、代替案検討の1/2についての質問です。

ここでは、先ほどのご説明でCSBRとA2Oで比較されてまして、A2Oのほうが採用されたという結果になってますけれども、近年これ以外にも膜分離活性汚泥法、MBRというのは、国内外でかなり適用事例が増えてます。これは建設費や維持管理費もA2O法よりも安くなる可能性があるというふうに言われておりますし、処理水質もより良いということも言われておりまして、再生利用の目的でも活用されております。ここで、そのMBRとの比較はされなかったのでしょうか。もしもされなかったのでしたら何か理由はあるのでしょうか、というのが質問です。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、鋤柄委員お願いします。

○鋤柄委員 はい、私の質問は参考までに教えていただければという点です。このスライドで「中長期的に内水氾濫・高潮対策のためにも、下水処理施設は必要だ」という書き方がされています。これは下水処理場のポンプを使って内水氾濫を堤外に排出するという機能を持たせるという意味なんでしょうか。これまでに第一期、第二期もかなり完成してると思いますが、これまでそういう使い方をされたことがあるのでしょうか。参考までに教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です、ありがとうございました。

それでは五月女さん、錦澤委員、田辺委員、二宮委員、共通して住民移転の新たな発生と、そのことの代替案検討での考慮の不足ではないかというご指摘と、あと山岡委員からMBRとの比較の有無についてですけれども、ご対応、受け止めていただいてよろしいでしょうか。

○五月女 はい、ご質問いただきありがとうございます。

まず、住民移転の動向を最初の3名の方々からのご質問ですが、まず、ホーチミン市のほうで2001年に下水道計画のマスタープランが策定されておりまして、2010年にホーチミン市の土地利用計画マスタープランというのが承認されまして、この黄色い囲っている地区がインフラ用の用地として指定されております。委員の方おっしゃるとおり、上のほうにずらすという案も一つあるのかなと検討してはいたしましたが、こちらは土地利用計画で緑地指定にされているということでインフラ用には使えないということになっております。

当初、2010年に承認された際には最低でも20haの広さが必要になるということと、標高ができるだけ低い位置での用地の取得が必要だということでこの場所が選ばれております。恐らく、当初はこの住民が住んでいなかったと、この承認された時点ではですね。ただ、この10年の間に、これは実施機関曰くですが、不法の住民がここに住み着いてしまったというところで150世帯移転が必要になってくる可能性があるというふうに言われております。実施機関側としては、こちらの指定されたインフラ用地に基づいて下水道整備をしたいということと、あと20haの広さをホーチミンのこの中心街に別の場所を確保するというのがまず難しいというのが現状になりますので、まずはできるだけ住民に影響ない形でこの地域での整備を進めたいと考えております。

あと、2022年8月時点でもうすでに確認されていたのではないかとこのところですが、こちら、先方が実施したマスタープランに基づいて調査を依頼されていたというところで、正確にどの部分で整備するのかということが十分調査開始時点では情報がなくて、調査を開始している中で、その

処理場の地区というところが決まってきたというのが現状でございます。その調査の過程で、南部の部分がどうしてもこう処理場に地区にひっかかってしまうというところが、調査の途中段階でようやく確認できたというのが現状でございます。答えになっていますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、続けて、山岡委員からのご指摘と鋤柄委員からのご質問、もし可能であればご対応いただけますでしょうか。

○五月女 はい、ありがとうございます。

次に処理方法のご質問だったかと思いますが、CSBR、A2Oに加えてMBRについても検討していなかったのかどうかということですが、おっしゃるとおり、MBRについても今適用されている処理場が増えて処理効率も良いというところで、実はA2Oに加えてMBRという形で先方に提案をしておりますが、最終的にその結果というのは、まだ先方から回答が得られてないというのが現状でございます。

次に、下水処理のその河川の内水の氾濫とか、高潮対策のために下水処理のポンプとかで使われているのかということですが、これまでそういった事例は下水処理場ではございませんが、ホーチミン市ではよく内水氾濫が起きておりました、そういった対策を世銀とか、あとはADBとかが別のプロジェクトで実施しているという状況ですが、現時点でJICAが一期、二期目でやった下水処理場でポンプとかを使って、その内水氾濫を防ぐということはまだできてないという状況です。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、今とりわけ住民移転と代替案検討ということですが、ご説明いただきました。追加でということが多分、田辺委員からお願いしてよろしいでしょうか。

○田辺委員 はい、代替案の難しい点はわかりました。であればやはり、その土地がほかにないということをきちんと代替案の中で立証していただきたくて、今代替案検討で(1)、(2)、(3)となっているので、例えば(4)の中でこれ以外にその土地がないということを、きちんと証明いただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 錦澤委員、どうぞお願いします。

○錦澤委員 土地がないということの説明で、先ほどのご説明の中で、北部のほうのその緑地指定されているっていう話ですけども、恐らくこれはホーチミン市内ですから、国が指定しているのではないと理解しているんですけども、市が指定しているのだとすると、その指定を解除してやるっていうことなのでそういう理解では何か間違っているのか、そこを教えていただきたいということと、ただ一方で、先ほどのお話ですと、マスタープランを決めた段階では南部のところは居住者がいなかったということで、不法に占拠されたということで、日本の感覚からするとちょっと信じがたいような事態なわけですけども、ただ、これは単なるコメントになりますけど、市としてのその土地の管理の問題なのかなということ、不法占拠して使うこと自体はあってはならないことだと思いますけれども、その土地の管理の仕方の市としての問題というのものもあるのかなと感じました。これはコメントです。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

山岡委員どうぞ、続けてご発言ください。

○山岡委員 はい、回答ありがとうございました。

ぜひワーキンググループではMBRも含めて、状況、あるいは相手側からの回答も含めて検討できるような状況にしていなければありがたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは五月女さん、土地が十分確保できないということの説明を今後さらに詳しくお願いしたいということと、MBRについての考慮についてご検討いただきたいということです。

あと、今錦澤委員からご指摘ありましたけど、緑地指定の所管と解除の可能性、解除すれば良いということではないんでしょうけども、その点について何か情報がありましたら教えていただけますか。

○五月女 はい、ありがとうございます。

まず土地がないことの代替案の検討ということで、承知しました。

あと、MBRについてもワーキンググループで検討するというので、承知いたしました。

次に緑地指定のところですが、こちらホーチミン市側のその手続を確認しないとはっきりしたところはわからないんですが、一旦ベトナムっていうその計画経済の国ですので、こういう計画を変更するとなると、それなりに行政手続が必要になってくるのかなというふうに考えております。なので、実施機関側としてはなかなかその変更は難しいというのが彼らの言い分になっておりますが、引き続きどういったプロセスが必要なのかっていうところを確認して、調査の中で確認してまいりたいと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

いずれにしても、今の点については今後まとめられるドラフトファイナルレポートの段階で、詳しい説明をお願いしたいということをお願いしておきます。あと、ほかにご質問等ありましたら頂戴いたしますけども、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ今いくつか、特に住民移転の発生と、代替案検討の整合性については、より詳しくドラフトファイナルレポートの段階でのご説明よろしく申し上げます。あとMBRとの比較についても、これも今お話ありましたけれども、そういったプロセスがあったことについてご説明をレポートの中で言及していただきたいと思います。それによって、またワーキンググループでのいろいろ議論が出てくると思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、特に何か追加でご発言ありましたら承りますけど、委員の皆様いかがでしょうか。日程的には、私どもが関与するという時期は来年になろうかと思っておりますけれども、今いただいた内容をご考慮いただいたうえで調査を進めていただきたいと存じます。ご発言何かありましたら承りますけれども、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ一旦この件につきましては、ここで締めくくりとさせていただきます。

五月女さん、どうもありがとうございました。今日お願いしたことをよろしく申し上げます。

○五月女 はい、ありがとうございました。失礼します。

○高橋 審査部、高橋です。

委員長、会場のほう準備できましたので、よろしく申し上げます。

○原嶋委員長 はい、原嶋です。

それでは案件概要説明の2つ目ですね。モロッコ国のラバト - カサブランカ内陸高速道路建設事業

でございます。

準備整いましたらご説明をお願いします。

○森川 よろしくお願ひいたします、中東・欧州部中東第一課の森川でございます。

本日モロッコのラバト - カサブランカ内陸高速道路建設事業準備調査についてご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、スライドの目次のところですが、こちらのとおりの目次となっております。

次のスライドにいただきます、まず、事業実施の必要性のところでございます。モロッコの経済の中心は、最大の都市であるカサブランカと首都のラバトの2都市となっておりますので、今後もこの2都市、及びその周辺の地域がモロッコ経済全体の成長を牽引していくことが想定されております。この両都市間の人流、人の流れと、それから物流を支える既存のラバト - カサブランカ高速道路については総延長が59kmでございますけれども、こちらの交通量は年々増加しております、2019年時点の1日68千台から2035年には約120千台と約1.8倍になることが予測されております。

現時点で、もうすでに朝と夕方の時間帯を中心に渋滞が頻繁に発生しております、喫緊の対応が求められているという状況でございます。

このことから、モロッコ国内全体の交通の円滑化及び物流の効率化を図るためには、このラバト - カサブランカ間の第2の高速道路建設が必要となっております。

次のスライドにいただきます、事業目的や概要となっております。こちらの事業概要のところでございますが、主要な施設構成につきましては高速道路、こちらが片側2車線、それから橋梁部、橋の部分のみ片側3車線ということで約60kmの想定をしております、こちらの建設、及び付帯施設としまして、料金所や休憩施設、サービスエリア等が想定されております。借入人・実施機関につきましては、モロッコ高速道路公社、ADMというところになりまして、調査期間については、2023年6月から2024年5月までを予定しております。

次に事業概要の位置の図となっております。こちらの下側の赤い路線のほうが本事業の対象の路線となっております、上にある紫色のところは既存の高速道路となっております。こちらの地図上の左側にカサブランカがございます。こちらが起点となっていて、一番右側のラバトが終点となります。その間の構造物につきましては、地図上にもプロットしておりますが、具体的には表にまとめておりとなっております。

なお、この地図につきましてはですが、現時点ではこちらはまだ公開情報ではございませんのでホームページに掲載する際には一旦白抜きとさせていただきます、ステークホルダー協議までには公開させていただく想定としております。路線図につきましては、これ以降のスライドでもいくつか使用しておりますが、すべて同じ扱いとさせていただきます。

では、次のスライドに写真がいくつかございます。こちらが調査対象地域の概況ということで上の段の左のほうから計画路線周辺の農地の状況、それから右2枚のほうは既存の道路の状況となっております、下の段にいただきます、左側から2枚がWadi、小河川の状況、それから周辺構造物の写真をご紹介します。よろしくお願いいたします。

次のスライドが調査対象地域の概況ということで、気候、自然環境でございます。気温については8月が最も高く、1月が最も寒くなっております。また乾季は5月から9月、雨季は10月から4月となっておりますが、最近では気候変動等の影響を受けまして時期がずれる事もございます。このような点

も考慮しながら、適切な時期に調査を行えるようにしていく所存です。

次のスライドですけれども、調査対象地域の自然環境の概況ということで、まず、対象地域とその周辺は都市近郊の農地が多くなっておりまして、重要な生態系等は確認されておりません。対象地に最も近いモロッコの環境保全地区、SIBEと呼んでおりますが、こちらはOUED CHERRATというところでこの地図の少し下のほう、真ん中から右よりぐらいのところに緑と白の斜線の部分がございますけれども、こちらとなっております、高速道路の想定ルートからは約5km離れております。

それから、ラムサール条約登録地のOUED EL MALEHというところがあり、地図の左下ですけれども、プロジェクトの南側約9.5kmに位置しております。一部のライト・オブ・ウェイでは森林伐採の可能性がございますが、現状では法的根拠、法令についてまだ未確認の状況となっております、今後現地調査で伐採の見込みの森林に関する法的な位置づけですとか、あるいは伐採の必要性について確認してまいります。このように現状では自然環境への大きな影響は想定されておりませんが、今後丁寧に現地調査を行ってまいります。

続きまして社会環境の状況となっております。こちらの計画道路のライト・オブ・ウェイのほとんどがZone Agricoles、農業用地となっております。カサブランカとラバトの両都市の周辺の一部のみはZone artificialisees、都市用地というふうにされておりました、カサブランカ側には一部集落も位置しております。

このようにほとんどが農業用地にはなっているんですが、用地取得は必要というふうに見込まれており、住民移転も想定されております。まずは、これらの現状を整理しながら実施機関のADMとも協力し、今後丁寧にステークホルダー協議などを行ってまいりたいと考えております。

次のスライドから、代替案の検討についてご説明させていただきます。

まず路線図につきましては、こちらのスライドの6ルート、色が6種類ございますが、こちらの6つのルートに加えまして、事業を実施しない案を加えた計7つの案を比較する予定となっております、これらを技術、環境、社会、費用の観点から検討してまいります。

次のスライド11枚目と12枚目のところに、実施機関のほうで行っている検討を表で示しております。まず、上の方から環境面につきましては計画地域への影響範囲ですとか、森林に対する影響などを考慮しております。

社会面については、このADMの調査では主に経済的な側面による検討となっております、具体的には交通ネットワークや交通改善への影響を考慮して評価されております。また必要用地規模についても検討されています。さらに工事の安全ですとか、地質等を考慮した技術やコスト等についても考慮された評価となっております。こちらの表に書いてある内容を、その次のスライド13枚目のところでまとめて文章で記載しております。

こちらのスライドになりますが、以上先ほど申し上げたような観点から、この6つのルート及び事業実施しないオプションを比較しまして、こちらで書いてあるCorridor West1というルートが採用案というふうにされております。今後この調査を通じてこちらの評価結果につきましてもレビューしてまいります。

次のスライドにいただきまして、環境社会配慮事項についてでございます。本事業には2022年1月版のガイドラインが適用されることになっております。カテゴリ分類としてはA分類となりま

す。また、今後については第1回助言委員会でスコーピング案へのご助言を頂戴しまして、その後、第2回助言委員会でドラフトファイナルレポート案へのご助言をいただければと思っております。

次のスライドで留意事項をまとめております。これまでご説明した内容と一部重複いたしますが、留意事項としましてまず一つ目は、この実施機関であるADMが作成したEIAの調査実施状況を確認し、レビューあるいは必要な対応事項があれば確認してまいります。その中で不足している点、不十分な対応、例えばこちらに記載がございますような大気、騒音、振動、生態系等の現地調査、ステークホルダー協議がまだ実施されていない可能性が高いので、これらについては実施機関と協議しながら実施を支援していく想定でございます。

二つ目は代替案の検討についてとなります。検討の項目ですとか、あるいはレーティングによる評価といったところはJICAと同じなのですが、一方で事業を実施しない案との比較、あるいは住民移転数による比較が明確になされていない点などがございますので、こちらの代替案検討についても再評価をする予定となっております。

3つ目については用地取得、住民移転について、今後ADMと協議をしながらステークホルダー協議ですとかRAPの作成支援を行ってまいります。

次のスライドになりますけれども、現時点で想定される環境社会への影響としてこちらに記載のとおりとなっております。全体として大きな懸念はないと考えておりますが、先ほどの住民移転の点ですとか含めて慎重に調査を進めてまいりたいと考えております。

最後のスライドとなりますけれども、スケジュールについてでございます。こちら暫定的なスケジュールでございますが、本日の全体会合を経まして、今後9月にスコーピング案への第1回助言委員会、その後2024年の1月にドラフトファイナルレポートへの第2回助言委員会を開催させていただきたいと考えております。

案件概要のご説明として以上となります、ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明に対してご質問等ございましたら、サインを送ってください。

それでは、3名ずつほどで対応お願いしたいと思いますので森川さん、お願いします。

それでは米田委員、お願いします。

○米田委員 はい、ご説明ありがとうございました。

素人の質問かもしれないんですが、一番最初のところで既存の高速道路を拡幅する、あるいは何かその変更するという選択肢が考慮されていない理由を教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

続いて二宮委員、お願いします

○二宮委員 はい、ご説明ありがとうございました。

私からは上位計画に関することなんですけれども、首都と一番大きな都市を結ぶ大動脈の交通の円滑化ということで、その必要性は理解できるのですが、これを整備するにあたって先ほどのホーチミンのケースでも下水道整備のマスタープランに基づいた準備が進められているということですけど、そういう手順を踏むことが通常かなというふうに思います。今日ご紹介いただいた資料にいただけなのかわかりませんが、そこを踏まえた計画、議論になっていく必要があると思いま



すので、その辺の状況についてわかれば教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

続きまして錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 はい、ルート代替案について、住民移転数についての比較を加えるということでそれはぜひやっていただきたいなと思います。それから10ページのところでルート代替案出していただいて、これは以前別の事業でも似たようなコメントをしたことがありますけれども、10ページ目ですね。真ん中より少し右側でしょうか。ここに結節点があって、それでこういったケースの場合に、西側と東側で区分をして、それで代替案を検討して、環境、経済、社会ですね。それでそれぞれの区間でベストなルートを見出すという形にしたほうがわかりやすいのではないかなと思います。そうしないと、例えばここで上の方で黄色と赤を比較する場合に、自然環境面でトータルでレーティングの点数を出した場合に、場合によってはその西側は黄色の方が点数高いんだけど、東側については赤の方が高いとか、そういった事が起こる場合にレーティングにうまく反映されないように思うんですね。ですので、やはりこういう結節点がある場合は区分をしてそれぞれの、西側と言うと二つのルート、東側と言うと3案でしょうか、そういう形で今後代替案をさらにご検討していくという話がありましたので、その時にご検討いただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、まずはここまでで、まず既存の道路の拡幅という代替案を検討したかということと、上位計画の有無、あとルート代替案について西東で分けて結節点で分けているということについてどうお考えなのか、受け止めお願いしていいですか、森川さん。

○森川 はい、ありがとうございます。

まず1点目のご質問いただいた、既存の高速道路の拡幅で対応できるのではないかという点につきましては、既存の高速道路につきまして、すでに2012年の段階で元の2車線から3車線と拡張が行われてきたという状況がございますが、これ以上の拡張の余地がなく、もうそれ以上広げることは難しいということで、今後の需要増加については新たに高速道路の建設が必要となっている状況でございます。

○横田 森川と共にモロッコを担当しております、横田と申します。私のほうから、2点目のほう回答させていただきます。

マスタープランに関しましては、2016年にモロッコ政府の設備省、今回の実施機関ADMの上位機関になりますけれど、そちらが策定した第2次全国高速道路計画というのがあります。その中で2035年までに1,700kmの高速道路を建設するということになっております。その中で、本事業に第2ラバト - カサブランカの高速道路が優先事業の一つとして位置づけられております。

○森川 3点目につきまして、今後に向けたコメントも兼ねてというご質問いただいたかと思いますが、おっしゃるように東西に区分してのレーティングというのが、すでになされているかも今後確認したいと思っておりますが、今の代替案の6案を見ていると、かなりこう重なっている形で6ルートございますので、そういったことも考慮したうえで最適なルートとして、この赤い線が今検討されているのではないかと想像しておりますが、いずれにしても確認のうえ、今後の代替案検討

の際には、いただいたご指摘を踏まえて対応できればと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。引き続きご質問等いただきます。

鋤柄委員、お願いします。

○鋤柄委員 はい、確認したいことが二つございます。一つはスライド8枚目になりますか、森林の連続性のところについてお伺いしたいと思います。この橋はQUED NEFIFIKHという橋でしょうか、空港の西側になる部分、そこは山の方から下の方まで森林がつながっているように見えます。その次のスライドの土地利用ですが、9枚目を見せていただけますか。こちらですと、この部分は森林ではなくて農業用地になっています。そこで、一つご確認をお願いしたいのがこの土地利用図は、用地指定の地図であって現状ではないということなのか、そうではなくて、ただ単に年度が違っているのかということです。森林の連続性は大事な要素ですので、現地調査でぜひ確認していただきたいというのが1点です。

もう1点は、これは先ほどおっしゃっておられた留意事項に入るのかも知れませんが、代替案の検討の項目でコストに建設費用と用地取得費と入っています。これは移転が発生する場合住民移転先の土地の取得費用も入っているのでしょうか。その点の確認をお願いできればと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

続いて、長谷川委員お願いします。

○長谷川委員 はい、長谷川です。

代替案検討のところ、数字で総合評価まで出してとても興味深く拝見させてもらってるんですけども、ここで取り入れてる手法ですよ、フランス語なんで私よく知らないんですけども、このADMっていうのはどんなものなのか。それから、これで計算した時にCorridor West1というのが、今のところの採用案というふうになっていて、総合評価のところは4分の3.1となって、この4分のなんとかっていう4があるのは、これはどういう意味合いなのか。

それからもう一つは、その下に特徴的な評価内容とあるんですけども、これは定性的にこう定性的な評価のところと点数化されたこの総合評価の関わりというんですか、どんな風になっているのか、その辺もちょっと教えて欲しいと思います。

点数化するのはとても難しいんですけども、わずかに1ポイントもない差の中で、こんなふうに変数が客観的にいくのかどうか、かなりこれ私の興味の範囲なんですけれども、特にADMというやり方がこういうふうなことで本当に信頼性得てるのかという、このあたりご教示ください。

お願いします。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

続いて阿部貴美子委員、お願いします。

○阿部（貴）委員 はい、阿部です。ありがとうございます。

私にご説明がありました、休憩所やサービスエリアのことをお伺いしたいんですけども、モロッコということでイスラム教ということで、女性が安心して休めるような休憩所ですとか、あるいはトイレ、あるいはそのサービスエリアの男性と女性との区分けはどの程度配慮されることになりますでしょうか。

よろしく願いいたします。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは森川さん、鋤柄委員から8ページ目と9ページ目の土地利用の図の解釈、現況なのか政策的なものなのかというのと、移転費用です。あと長谷川委員からは代替案の検討でADMですか、これについてのご説明を求めていらっしゃいます。あと、休憩所におけるジェンダーへの配慮、まとめて受け止めお願いしていいでしょうか。

○森川 はい、ありがとうございます。

まず、一つ目の土地利用図についてこちらの性質ですけれども、こちらは現状の地図ということではなくて土地の用地指定を示した地図となっております、現在このスライド8で示した森林があるかどうかというところは確認できておりませんので、今後の現地調査で確認が必要と考えております。

また住民移転の費用については、こちらの表に示している費用の項目には入っておりません。

そして、この表の手法のところでご質問いただいたんですが、すいません、私のご説明がちょっとわかりにくかったのですが、こちらのADMというのは手法ではなくて実施機関の高速道路公団のことを指しておりますので、こちら高速道路公団のほうで実施したレーティングということでございます。何か特定の手法ではない点、すいません、訂正させていただきます。

そのうえでなんですけれども、この4分のというところにつきましては、レーティングの手法として、こちらのスライド11の下のほうの※1のところに書いてあるんですが、4が一番影響が小さいと、一番高得点ということで4段階で評価しているのです、母数として4が書いてあるというかたちでございます。

特徴的な評価内容のところにつきましては、この数値のレーティングのほうで評価した内容について、いくつかピックアップしてこちらに書き出しているというところになっております。

最後の4点目のジェンダー配慮のところですけれども、日本のように男女別の区分けとなっております、あとは祈祷する場所についても男女分けてあるような仕様となっておりますので、こちらの点、そういった形で今後本事業についても建設をしていくことになるかと思っております。

もしお答え漏れている点がございましたら、ご指摘いただければと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、原嶋です。どうもありがとうございました。

引き続き二宮委員、聞こえますでしょうか。お願いしてよろしいでしょうか。

○二宮委員 はい、聞こえます。

先ほどの最初の質問に関連することなんですけれども、お答えをありがとうございました。2016年に高速道路に関するマスタープランが作られていて、それに基づいているということがわかりました。

ただ、いわゆる二つの大きな都市を結んでいて約60kmと、それほど離れていないと考えられると思いますので、恐らく国の中で両都市が大きな都市圏みたいなものを形成するかたちで、中心的に経済活動の中心として整備されていくという、その機能を強化するという意味でも、高速道路を整備するということだと思いますので、機能全般の何と申しますか、首都圏の整備に関するマスタープランのようなものが、今のお答えですと恐らくあまりそういうものがないのかなと拝察いたしますけれども、あるのであればそれも含めてご紹介いただきたいということと、ラバト市、それから

カサブランカ市、それぞれ都市整備のマスタープランというものが都市ごとに整備されているのではないということも考えられますので、そうしますと、両都市が高速道路で結ばれていくということが、それぞれの都市の将来像にも影響するということがあると思いますので、その辺のことを少しワーキンググループではさらなる情報をご提示いただいて、その大きな枠組みの中でこの両都市を結ぶ高速道路の整備が、どのような環境社会配慮しながら整備されるかという議論になる必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

谷本委員、聞こえますか。お願いします。

○谷本委員 はい、谷本です。

1点教えてください。ワーキンググループの時に議論していただければと思うんですが、今の示されている図で既存の高速道路がありますと、これがすでに拡幅をされてると。今回、新たに高速道路を作ると。この場合に、将来の拡幅を見込んだような計画なのか、あるいはそういうことは無しにも、例えば既存の道路と同じように3車線ずつにするのかということと、現状の計画道路のライト・オブ・ウェイの幅なんかもちょっと教えていただければと思います。

はい、以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

東委員、聞こえますか。お願いします。

○東委員 東です。ありがとうございます。

すみません、ひょっとしたら聞き漏らしてるかもしれないんですけども、この交通量とばくっと括ってましたが、今ある既存の高速道路で人と物流の大体の比率はどのぐらいなのでしょう。それによって、次の計画もちょっと影響してくると思うんですが。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

併せて阿部貴美子委員、恐らく前のご発言との関連かと思えますけど、どうぞご発言ください。

○阿部（貴）委員 はい、阿部です。ご説明ありがとうございます。

私のほうで聞き漏らしたかもしれないんですけども、男女のエリア別ということでトイレということはわかったんですけども、例えばサービスエリア自体で、女性だけで固まっていることができる場所があるとか、祈祷所も男女別であるのかとか、そのあたりはいかがでしょうか。

よろしく願いいたします

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは森川さん、二宮委員からは道路だけじゃなくて、都市機能全体のマスタープランの有無について、ワーキンググループの際までには情報提供をお願いしたいということで、承っていただきたいと思います。

あと谷本委員からは、新しい道路の方の拡張の可能性について、すでに考慮しているのかということと、あと東委員から物流の全体の比率ですね。あと阿部貴美子委員から追加ということで、それぞれご対応お願いしてよろしいでしょうか。

○森川 はい、ありがとうございます。

まず、二宮委員からいただきました、首都圏それぞれの今後の整備に関するマスタープランなんですけれども、そこまで確認が至っておりませんで今後確認をして、全体の枠組みの中での本事業ということで、次回のまたワーキンググループまでに確認をさせていただければと思っております。

それから、谷本委員からいただきましたこの幅についてですけれども、現在片側2車線の事業計画になっているんですが、将来的に3車線まで拡幅する想定でライト・オブ・ウェイについては今回確保するという想定をしております。こちらのライト・オブ・ウェイの具体的な幅につきましては、おおむね50m程度になっております。

物流の比率のほうですけれども、人と物流の比率としては、およそ7対3の割合というふうに現状なっております。

最後いただきましたジェンダーのところですが、サービスエリアのトイレなどは男女別になっていて、祈祷所についても男女別でそれぞれ祈祷所がございます。そのサービスエリアの中で、こう女性だけが固まるような女性専用エリアみたいなところは、恐らく現状はないかなというふうに思うんですが、私もモロッコに駐在もしていたんですけれども、そこまでの男女別で過ごす、そういった場で過ごす文化まではないのかなと思っております。少なくともトイレと祈祷所は男女別で設計がされております。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、追加でご発言等ございましたら承りますので、サインを送ってください。

1点森川さんに確認ですけれども、5ページ目の非公開の図は、これはCorridor West1というのを想定した図なんですか。

○森川 こちら、そうなっております。

○原嶋委員長 はい、わかりました。道路は2車線だけでも、橋については3車線をもうすでに見込んでいるということでしょうか。

○森川 はい、道路については2車線、橋梁部は今回3車線で建設するというに加えて、道路のところも将来的な3車線の拡幅を見込んだ土地の確保は、今回想定されているという状況でございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、ほかいかがでしょうか。

いずれにしても、近々スコーピングについてのワーキンググループの設置が予定をされておりますので、今二宮委員からもいくつか承っておりますので、そういったものについてはご対応いただくということです。ほかにあわせて何かありましたらご発言をいただきますので、サインを送ってください。ワーキンググループの予定としては本当に近々、9月ぐらいという感じで入っておりますので、委員の皆様いかがでしょうか。

かなり代替案の検討が細かく点数付けされているところとか、興味深いところではありますけれども、その根拠っていうのはどうなのか若干見てみたいところではありますけれども。何かご発言ありましたら頂戴しますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、二宮委員をはじめいくつか追加での情報提供など確認しておきたいことなどお願いしておりますので、9月を予定しておりますスコーピング案のワーキンググループの段階では、また追加情報をあわせてご提供をお願いしたいということで、本件一旦締めくくりしたいと思いますけれども

ど、もし追加でご発言等ございましたら承りますので、サインを送ってください。

森川さん、何かありますか。

○森川 私のほうは大丈夫です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、それでは本件ここで一旦締めくくりとさせていただきます。

どうもありがとうございました。森川さん、どうもありがとうございました。

○森川 ありがとうございます。またよろしく願いいたします。

○原嶋委員長 高橋さん、小島さんどうしましょうか。ちょっとだけ休憩入れますか、入れませんか。どちらでも結構です。

○小島 はい、審査部の小島です。

私たちは事務局しか残らないので、投影さえできれば始められると思います。

○原嶋委員長 もし可能であれば、5分ぐらい休憩させていただいていいですか。

○小島 3分から5分ほどってことでいかがでしょう。今59分なので5分から始めましょう。

○原嶋委員長 じゃあ5分からということで、一旦休憩させていただきます。

15:59休憩

16:05再開

○原嶋委員長 原嶋ですけど、音声入っていますか。

○小島 本部の小島です。よく聞こえます。

○原嶋委員長 それでは、再開させていただいてよろしいでしょうか。

○小島 はい、お願いします。

○原嶋委員長 それでは、続きましてモニタリング段階の報告でございます。ご説明よろしく願います。

○小島 あらためまして、審査部の小島でございます。

今期から新たに助言委員になられた方も2回目だと思いますが、半年に1度しかやってない話なのであらためて説明します。

今日ご説明するのは助言委員会付議して、そのあと案件の実施になったもののモニタリングの状況の報告でございます。2010年のガイドラインからモニタリング状況を公開するというようなことになってますので、いずれの案件もLA調印日が2011年以降ということになっています。

基本的に順番はLAの署名順になっているんですが、中にはちょっと前後するところもありますが、お許してください。

この表の見方なんですけれども、一番左が通し番号です。これは案件が入っても抜けてもこのままにしているものがございます。その右に国名、案件名、LA調印日があります。そのすぐ右がモニタリング結果公開の合意の有無ということになります。モニタリングの報告書は環境と社会に分けて取り付けている場合があります。社会の影響がないと、あるいはとても少ないとみなされた場合は、影響なしというように書かれています。その列において×が書いてあるのは、相手国がモニタリングのレポートを公表してほしい、了解しない場合を×というふうにしています。そのすぐ右が現在の状況の進捗ということになります。一番右の最新のモニタリング結果というところが環境のレポートと社会のレポートにおいてそれぞれ最新のものがいつ取りつけているかということになります。

今回、本来であれば、公表済みのものをこれに掲載するという事になってはいますが、もしかしたら皆さんお気づきかもしれませんが、JICA今ホームページの改修というのをやっていて、そのおかりを受けて私達から公表お願いしても、なかなか公表できないというような状況が続いています。なので私たちが確認済みのものも含めて掲載してしますので、その点、ご理解いただければと思います。

まず1ページ目からご説明します。赤字で下線引いてあるものが変更あったものです。エジプトのカイロ地下鉄四号線は長らくなかなか工事が始まってなかったんですけども、やっと動いてモニタリングの報告書が取り付けたってところで、それを更新しています。

2ページ目ですね。12番目、13番目。インドのムンバイメトロ、モザンビークの道路改修事業についてもモニタリングレポートを取り付けたので、その時期を更新しています。20番のチュニジアコンバインド・サイクル発電所も取り付けたので更新しているというところがございます。22番、23番エルサルバドルとウズベキスタンの案件も取り付けたところを更新しているという状況です。

3ページ目にいきます。インドのレンガリ灌漑事業も23年度第1四半期のものが取り付けて確認することができましたので、そこを更新しているという状況でございます。32番のフィリピンの南北通勤線も22年度第4四半期のものが提出されましたので、ここを更新しているというところがございます。42番のカメルーンの案件、案件のステータスが変更まして、建設事業が終了して今供用中というところがございます。47番のティラワも23年度第1四半期の報告書がとりつけました。私たちも確認したんですがこのティラワの事業は確か実施機関のホームページで既に公開されていますので、JICAのホームページに掲載されていない場合でもこのティラワの実施機関のホームページを探せば掲載されています。

5ページお願いします。フィリピンのカビテ洪水リスク管理事業もステータスが変更しました。後ほどこれ建設工事中というふうに修正します。52番のマニラの地下鉄、58番のインドのムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業についてもモニタリングのレポートを取り付けたので、更新しているというところがございます。

6ページ目にいきまして、インドの揚水発電、それとインドのチェンナイ周辺環状道路、フィリピンの南北通勤線のレポートを取り付けているというところがございます。69番のスリランカを斜線引いてあるのは、これ途中の段階でスリランカの国政府が事業化をあきらめたというところがありますので、これはもうこれ以上進捗がないというところでのこのようにしています。はい、次ですね。73番のブラジルの林産業支援事業、それとインドの81番インドのデリー高速システム建設事業で、83番インドのベンガルール・メトロ建設事業について、それぞれ進捗とモニタリングレポートの取り付けがありますので、お知らせしますということです。

最後のページなんですけれども新たな案件が加わってますので、たくさんあります。85番のフィリピン、セブ-マクタン橋は進捗がありましたのでそこを変更しています。87番のナボイも社会面のレポートの提出があったので、そこを更新というところになります。それ以降は最近付議されたものもあると思いますが、期分けのものそれと新たなものを含めて更新してますので、そこに掲載しているというところがございます。

この表の見方も含めてご質問等あれば、できるだけお答えしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

以上です。

○原嶋委員長 はい、どうもご説明ありがとうございました。

それでは今、小島課長からのご説明ございましたけれども、説明に対してご質問や確認事項ありましたらご発言いただきますので、サインを送ってください。

それではまず、松本委員、聞こえますか。お願いします。

○松本委員 ご説明ありがとうございました。47番のティラワですが、今、小島さんのお話で、そういうことなんだと思ってMJTDのホームページにアクセスをして確認しようと思ったところダウンロードにはものすごい時間がかかるので、ちょっとその間、事前に考えていた質問をさせていただくんですが、今JICAのホームページ上はこの一回前のモニタリングレポートが公開をされています。本当は今日、ここの第1四半期のものに質問するべきなんですが、ちょっとその一回前のものについても、気になったことがあるので質問させていただきます。

というのも先ほどちょうど今日の最初のバングラデシュの時の論点のところ、グリーンバンスメカニズムを通じてその生計回復がその後どうなってるかをフォローできませんかという質問をさせていただいたことに関係しているからなんですが、ティラワの47番の案件の前のモニタリング報告書を見ると、苦情申し立てが1件そこに書かれています。

社会の方は×なんですけれども、しかしグリーンバンスのところについてリセットルメント関係のことでグリーンバンスがあったということがそこに書かれています。そこにはLabor cropのcompensationについての異議が、グリーンバンスがあったということが書かれていて、それは解決したとだけ書いてあります。正直言ってこれ何を意味してるのかが全然わからないんですが、ここからご質問ですけれども、これは2021年9月から22年の3月までの間、すなわち軍によるクーデターの後の状況になっているわけです。軍のクーデターの後、この前もちょっとご質問しましたけれども、本件についてはMJTDという日本企業も入っている、民間が入っているものなのでモニタリングは可能であるというお答えを小島課長おっしゃってたかと思います。

伺いたいのはやはりそうは言っても、私、恐らくこれは市民、納税者の人たちもそう思いますけれども、現状のミャンマーにおいてグリーンバンス制度の中でその苦情が申し立てられ、しかもそれは補償に関するものであり、それは解決したとだけ報告がされているという現状に対しては、内容がどういう事になってるのかっていうのは知りたくないかと思います。

突然の質問なので、すぐに答えられないかもしれませんが、少なくともグリーンバンスに対して、しかも非常に社会的関心の高いミャンマーの軍のクーデター後のグリーンバンスがあるということを考えると、やっぱりこれたった1件かもしれませんが、重要な示唆があると思うので、この件についてもJICAとして現状を認識していて、軍政下、軍政でもない、軍による違法な統制下においてこのことが適切に行われていることをJICAとして確認しているかどうか、この点、伺わせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それではお3方ほどまとめて、JICAの方からレスポンスをお願いするようにします。

源氏田副委員長、お願いします。

○源氏田副委員長 はい、源氏田です。聞こえていますでしょうか。



○原嶋委員長 はい、聞こえています。

○源氏田副委員長 表全体についてという感じですが、最新のモニタリング結果のところですが、最近のものになると未提出のものが多いように見受けられるのですが、その理由を教えてくださいたいということです。

建設工事中になってもまだ未提出のものが結構あって、78番とか84番とか94番とか95番とかあるのですが、これはまだ建設工事が始まったばかりで未提出ということなのか、他の理由がもしあるのであれば、教えてくださいたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、錦澤委員お願いします。

○錦澤委員 ありがとうございます。これいつも申し上げているかもしれないですが、こういったフォローアップの状況をきちんとフォローしていただくというのは、非常に重要だと思いますし、非常に手間がかかることだと思いますので、敬意を表したいと思っております。

それでいつも問題になることですが、一部の国でなかなかこのモニタリングの報告書について公開ができない、協力が得られないというところなんですけれども、ちょっとこれに関連した話で国内の話ですが、ご存知のとおり日本の環境アセスの関係する図書で、特に最後に出てくる評価書、これを縦覧期間は公開されるんですけれども、永続的にこう公開がされないということで、日本のアセスの中ではかなり前から問題とされていて、これをきちんとデータベースのような形で公開していくべきだということが言われています。それで環境アセス学会のほうでそういったその永続的な公開すべきだということで国の方に要望を、今年に入って出したということがあります。

で、日本でアセス図書が公開できないことの一番の理由ですが、著作権の問題ですね。著作権が事業者にあるので、国の方で勝手に公開するというようなことができないということが、理由になっているんですけれども、それで今回のこのモニタリングの公開ができないことの理由として、そういう著作権の問題もやはりあるのかどうか、そこについてちょっと確認をしたいということと、それから日本でのこれは例なんですけれども、一部の自治体、例えば長野県なんですけど、長野県は県としてアセス図書を全部だったかな、少なくとも評価書の公開を永続的にすることをしています。

どういうふうにやってるかという、最初のほうの段階なんですけど事業者の方と、基本的にこのアセス手続をやって図書として県が受け取ったものは公開の対象にしますっていう了承を得る文書を事業者から事前に提出してもらってことをやって、それで公開をするってことしてるんです。国同士のやり取りってことになりますといろいろな恐らく要素が出てきますので、そんなに単純ではないと思うんですけれども、そういった長野県のケースなんかもありますのでご検討いただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。1点、錦澤委員に確認ですけど、ここで今おっしゃってるアセス図書の範囲ですけども、今小島課長からご説明いただいているのは、モニタリングの部分の図書なんです。で、その前にいろいろ、いろんなものがあって。その今錦澤委員がおっしゃって

るアセス図書っていうのは、そのかなり広いように聞こえているんですけど。

○錦澤委員 基本、今お話ししたのは評価書の話なんですけれども、長野県のほうで、事後調査の報告書の扱いをどうしていたかっていうのは確認していないんですが、恐らく関連するアセス図書ということになると思いますので、出された場合は公開しているのではないかなと。これは推測ですけども、そういうふうに思います。

○原嶋委員長 はい、わかりました。とりあえず承りまして、それでは小島課長、松本委員からのご質問の件ですね。あと源氏田委員から未提出状況ということと、あと錦澤委員から今ご指摘の点、順次受け止めお願いしてよろしいでしょうか。

○小島 改めまして、小島です。

まず一つ目ですね。ティラワのレポートにおいて、グリーンバンスが出ていて内容が簡単にしか書かれていなくて解決したっていうだけで終わってるところにつきまして、すみません、私自身がその記載で安心してしまったというところがあって、詳細把握していませんがいずれちょっと聞き取りをしたいと思います。

源氏田委員からいただいた、後の案件になるほど未提出のものが多いのはなぜかというところで、まさにご指摘、ご発言いただいたとおり建設が始まってからまだ日が浅いものが多いので、未提出になっているというところがございます。つまり逆に言うと建設が始まって時間が経ってるのに未提出になってるっていうのは、良くないというところで、良くない案件がどれかっていうのもすみません。これあからさまにわかってしまうんですが、そういうことでございます。

錦澤委員からいただいた日本のやり方、考え方を私たちのODA事業においても適用したらどうかというところで、まさに長野県の事例で事業者から公表してもいいという了承を取り付けたうえで公開しているというところが、やっぱり私たちとも考え方が似ているかなと思っています。

で、モニタリング報告書を公開するかどうかっていうのは書面で合意事項に私たち含めて事業を実施しているというところがございます。その際に了承しないと言ったものについては日本側から、こうこうこうと説明していたけれども、相手国側は了解しなかったというような形で議事録残しています。それに基づいて相手国は公開を了承しなかったというところで私たち公開していないということになってしまっています。

この話はガイドラインの改正の際にも、実はあったのを私記憶していますが、今のこのやり方で、やむを得ないというところになったというところがございます。なので、JICAとして私たちできることは、個別の国において、まずは突破口を開くべく、この案件についてはモニタリングレポートも公表するようお願いしますと理解いただくところから始めていくのかなというのは、先ほどバングラの案件で吉田からも説明があったとおりでございます。

ちょっと蛇足になるんですが、環境アセスメント学会の皆さんが永続的に評価書を公表を続けるべきだという要望書は私も見たんですけども、実は私たちのガイドラインにおいてはそここのところ考えずに運用しているところではございます。ホームページに掲載はしてそれがいつまで掲載するかっていうところは実は誰も考えてないのかなと思っています。今のところ容量などの問題で削除してほしいというような要望などはありませんので、このまま継続して掲載することになると思いますが、いずれ案件が凄くたくさん増えてサーバーの容量を何とかして欲しいということになった場合、どうするか考えないといけないというところがあります。

もちろん相手国政府の中においてハードのEIA報告書を置いておいて、それを永続的に公表をいただくというのは一番いいのかもしれませんが、私たちのホームページの運用はご説明したとおりというところでございます。

以上、とりあえずのお答えですが、どうぞよろしく申し上げます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは松本委員、どうぞ。

○松本委員 小島課長、ありがとうございました。

ようやく、今事業者の方のホームページで確認をしましたが、先ほどの質問に対してはご確認いただけたということ。で同様に今回公開されたところは、グリーンバンスではないんですけれども土地の取得、Land AcquisitionとRelocationについてですが、そのThere is no PAHですね。あの、Project Affected Householdだと思いますが、is agreed and received compensation、言いたいことは恐らく被影響世帯はNo PAH is agreedだから、誰も賛成していないしcompensationを受け取ってないというふうに読めるので、これについてもつまりどういうことなのかと、本来受け取られるものを受け取っていないのか、それともそもそも現状において、そのproject affected householdsの人たちはこのcompensationについても同意していないのかとか、この文言だけだとシリアスなのかシリアスじゃないのかがよくわからないので、この件についてももし内容確認されていたら伺いたいというのが1点。

そしてもう1点は恐らくこれはこのプロジェクトだけじゃないのかもしれませんが、読んでいくと、そのモニタリングの数値が基準を超えているものっていうのはいくつかあって、超えているということも書いてあるんですが、で超えているものをどうするのかまでは、私が確認をしているところでは書いてあるわけではないように見受けられるので、その基準を超えています、モニタリングしたら基準を超えてました、のあとはどうなるのかということについて伺いたい。

この2点なんですが、よろしく願いいたします。

○原嶋 小島課長、よろしいでしょうか、お願いします。

○小島 はい、ありがとうございます。

最新のレポートにつきまして私、ちょっと楽観的に読んでしまったので調べたいと思います。

レポートにおいて基準を超えているものがあることについてというご質問なんですけれども、モニタリングレポート私たち読む際に、もう今すぐにでも対応しないとイケないひどいことが書いてあるもの、できるだけ次までに改善してほしいもの、次回までに書きぶりを改善してほしいもの等々分類しながら見ています。で、基準は超えているけれども、直ちに周辺に悪影響を与えるような深刻なものではないというものについては次回までに事業が理由で数値を超えてしまったのか、あるいは計測装置が壊れていたのか、理由も含めて確認して欲しい。そのうえで事業のせいでも超過しているのであれば、改善政策をとってほしいというコメントを返しています。そのコメントを反映させるかどうかというところもまたなかなか難しいところではあるんですけれども、値が越えていても公開、すぐ差し替えるっていうのではなくて、まずそれを公開して、次回までに改善を要請するというような対応のものを松本委員がご覧になったのかなというふうに考えています。ご覧になったものが、凄く深刻なものだったらまた、あとで教えてください。

以上です。

○松本委員 わかりました。

2点目についての確認としては、JICA側が出してるコメントはどこにも公開されていないので、つまりこの場でモニタリング報告書を見た我々もしくは、第3者がこの委員会に対してこの数値はまずいんじゃないかというようなことが出てきた場合において、今のようなお答えをしていただき、議事録上残してJICAとしての働きかけの実態をここで透明性を高めるという建て付けであるという理解でよろしいかどうか。

すなわち、JICA側から、このことは深刻だから今対応を求めていますということをこのモニタリング報告に公開するというにはなっていない。そういう理解でよろしいかどうかを確認させてください。

○小島 はい、ありがとうございます。

意図して、前半の部分ですね、それにしているわけではないですが、私たちが実施機関の皆さんに対して返しているコメントは、どこでも掲載されませんので、実態として今おっしゃっているとおりになっているというところでございます。

以上です。

○松本委員 つまり今のお答えは、いやここで議論してそれは公開できるんじゃないんですか、という議論になった場合、別に公開を絶対にしないというわけではないという含意でしょうか。

○小島 はい。私たちのコメントを公開するかしないかについては多分議論はしたことはないと思います。で、議論したらどうなるかはちょっと考えさせてください。

以上です。

○松本委員 ありがとうございます、以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

いずれにしても、まず情報公開をしてそれに対するJICAの方のレスポンスについて、またその情報についてどう扱うかということについて、少しステップが進んだ議論になっているかと思いますが、まずその点また今後議論させていただきたいと思います。

ほかいかがでしょうか。これまでご発言いただいていたのは阿部直也委員、石田委員でしょうか。ほかを含めまして、全体モニタリング報告についてこうご質問等々ありましたら、せっかくの機会ですので、比較的最近ご参加いただいた委員の方を中心に何か非常に素朴な初歩的な質問でも結構ですので、頂戴いたしますので、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

東委員、どうぞ。

○東委員 委員長、初歩的な質問でいいですか。聞こえますか。

○原嶋委員長 初歩的な質問、遠慮なくどうぞ。

○東委員 はい、初歩的な質問で恐縮なんですけれども、先ほどのミャンマーのティラワの件なんですけれども、よくまあそのような答えが返ってきたなという、要するに声をあげた人がいたんだなということ、私もそういうなんていいますか開発独裁的な国にはかなり行ってらんですけれども、我々外国人が、あるいは外国人のなんというか支配下とかその雇用関係に雇用している人たちがですね、現地の人たちが聞くことによって聞かれたその土地の人たちが迷惑を受けるということがよくあるんですけれども、そういった何て言いますか配慮、聞かないほうがいいよねとかそういう配慮はしたことはないんでしょうか。すいません、初歩的な質問で申しわけないです。

○原嶋委員長 今のはJICAの側に質問ということでしょうか。

○東委員 はい、JICAの側です。

○原嶋委員長 小島さん。受け止めいただけますか。お願いします。

○小島 すみません。質問の意味がよくわからなかったので、もう一回お願いしていいですか。

○原嶋委員長 質問の主旨ですね。もう少しクラリファイしてもらったほうがいいかと。

○東委員 はい、聞こえますか。

○原嶋委員長 はい、聞こえます。

○東委員 はい、私の趣旨はミャンマーのような今非常に微妙な状況にある国で、そういった政府に対して不安はありませんか、このプロジェクトに対して不満はありませんか、我々外国人が聞くことによって聞いた人に迷惑がかかるのではないかと。すぐに警察が来て、あるいは内務省が来てお前、どんなことを聞かれたんだとか、お前どんな答えをしたんだとかいうようなところで、その土地の人たちに逆に迷惑ということはないのでしょうか。わかりますか、意味が。

○原嶋委員長 はい。趣旨、わかります。

苦情処理、グリーンバンスメカニズムを開放してそれに対して現地の方々が苦情申し出たと。そうするとそれを察知した周辺、ないし当局の方が、当該申し出た住民の方に何らかの報復という言葉が良くないかもしれませんが、不利益を与えるようなことが起きるということを懸念されていて、そういうことにどう配慮しているかということのご質問でよろしいでしょうか。

○東 はい、それで結構です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 小島課長、可能な範囲で何か。どうぞお願いしていいですか。

○小島 ということは東委員としては苦情処理メカニズムは設けないほうがいいというご意見ということですか。

○東委員 原理、原則としては設けるべきだと思うんですが、私が研究者としてやってる限りにおいては、これは聞かない方がいいわねという場合はもう聞かずにその土地の人たちに迷惑がかかるかもしれないからと、いうことで聞かずに帰ってくるという場合はあります。

ですから杓子定規にそういうメカニズムは必ず適用するという姿勢はいかがなものかというような趣旨です。

○原嶋委員長 松本委員、聞こえますか。

○松本委員 聞こえます。

○原嶋委員長 一応、ガイドライン上はですね、グリーンバンスメカニズムを作っていきますよということで、だんだん進化してきている、世銀なんかもそうでしょうけど。それが逆にその機能として、現地の方々に不利益を与える側面っていうのがあるんじゃないかということ。

そうかといってガイドライン上、グリーンバンスメカニズムそのものを制約してしまうと、これはガイドラインに違反することになって、自己矛盾になってしまうわけですけども、こういうことについて、一般論としてはどう理解しているか。

○松本委員 多分、前回ですね、小島課長との質疑応答がまさにその段階でして、私は現状のこのミャンマーの状況で適切なモニタリングはできないし、苦情は言いにくいわけだから止めざるを得ないでしょうと。そもそも日本政府の方針に従った運用ができないのだから、私はもう現行進んでいるプロジェクトも適切なモニタリングができない以上、止めるしかないんじゃないかっていうふ

うに、私なんかは思ってるわけで。

つまりこの議論は、NGOがon goingのプロジェクトもミャンマー止めるべきだって言ってるのは今まさに研究者の立場からおっしゃって下さったような率直な気持ちをみんなが持っていて、その国では出来ないよねっていうのが、私たちっていうか、私が前回質問したことで、それに対して小島課長が政府は確かにそうかもしれないけれども、ティラワについては民間が入っているのでその民間の人たちを経由する中で声を吸収できるのではないかというふうにちょっと議事録を確認したほうがいいのかもかもしれませんが、小島課長が答えられて、ある意味そのとおりのことがこのモニタリングの報告の中にあった。つまりグリーンバンスが言えている、だとするとその中身はなんだったんだろうか、というのが今月のわたしの質問になっているということになるわけで。

ですから、もしそれができないのなら、やはり日本のODAのポリシーからいくと、このまま軍の国際法的には不法な、不当な支配下においてODA続けるのはやめたほうが良いという議論に結局なってしまうので、ここは非常に小島課長の答え方もセンシティブになるんじゃないかなと思って耳をそばだてていたんですが、このまま議事録に載るのもあれですが、以上です。

原嶋委員長の質問に対してのちゃんとした答えではないんですが。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

いずれにしても、ちょっとその国の正当性云々ということについて、ここでちょっと答えを出す立場にある者は誰もいないので、なかなかその点について、答えがこれは出ないと思いますけれども、若干小島課長の立場をディフェンドすれば、ガイドラインに従ったグリーンバンスメカニズムを提供するという事は、求められていることですね。それを誠実に提供していると。ただ、それが結果として何かこう現地の方に不利益を与えていること、与えているかどうか今確認できませんけれども、そういった懸念をお示しになっていてその有無について、現状ではちょっと今把握、その白黒はっきりできる情報がちょっとないのですけども。

一応、今の段階ではガイドラインに従ったグリーンバンスメカニズムを提供して、1件ですか。その内容について、また少し精査していただく必要があろうかと思っておりますけれども、起きているということまでは一応共通の認識で、それ以降ちょっとそれが結果として、今、東委員がご指摘のような何らかの現地の方々に対する不利益が起きてる云々とかいうところはちょっと断定的には申し上げられなくて、というところですけども。

東委員、いかがでしょうか。ご懸念はよくわかりますけれども、その結果として、すべてご指摘のようなことが起きているとも断定できないし、そうじゃないとも断定できない状況でありますけれども。一応のルール上ですね、グリーンバンスメカニズムを開放してるということについてはご理解いただけるかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○東委員 私、充分理解いたしました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほか、今のテーマですね。ちょっと松本委員のもともと提起されている問題について、ちょっとここでは答えが出せる性質の問題ではございませんので、あえて議論はちょっと避けさせていただきたいというふうに思います。ご懸念の点、ガイドラインによってグリーンバンスメカニズムを開放すると、それによって、できるだけ住民の方の意見を吸い上げていくわけですけども、それが結果として、住民の方の不利益になるようなことについては充分懸念を持つ必要があるということについては、恐らく委員の皆様、共通でご理解いただけるかと思っておりますので、よろしくお願

いします。

小島課長、何か受け止めありますか。

○小島 はい、ありがとうございます。

松本委員の問題意識、東委員の問題意識は理解しました。他方で苦情があって、それに対して何もしない、あるいは受け付けないというのもおかしい話になってしまうと思いますので、おっしゃるとおり苦情を出した人が不利益を被るのも良くない話と思います。

多分今、私たちできることはご指摘あった苦情的なものについての扱いをどう処理したのかという事実関係を確認することかなと思います。それも含めて、ここで報告できるかどうかわかりませんが、調べてみたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 松本委員、どうぞ。

○松本委員 その際、まさに東委員がご懸念されたように苦情を申し立てた人に対して特にその後何か嫌がらせが起きていたり、不利益なことが起きていないかどうかはやはり確認をする必要があるんじゃないかというふうに思います。もちろんそれは何て言うんですかね、そのぐらいに止めておきます。確認事項の一つじゃないかというふうに私自身は思います。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

そういうことも含めて、今後少し精査していただくということでお願いしたいと思います。

ほかモニタリング報告全体を通じまして、何かご心配の点、ご疑問の点ありましたら承りますので、ご発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは特になければ、今の件につきましては、少しJICAのほうで精査して確認していただくということで承りまして、締めくくりとさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは一応、モニタリングの報告、これで締めくくりとさせていただきます。

小島課長、どうもありがとうございました。

それでは最後になりますでしょうか。今後の会合スケジュールの確認ということでお願いしてよろしいでしょうか。

○小島 改めまして、小島です。

次回第151回につきましては8月7日の月曜日2時からというところでございます。JICA本部というふうに書いていますが、もし本部で参加されたい方におかれましては申し出いただければ、こちらで手配しますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは全体を通じまして、何かご発言等ございましたら、最後になりますけど承りますので、サインを送ってください。

それでは特になければ事務局のほうはよろしいでしょうか。最後確認になりますけど。

○小島 はい、ありがとうございます。大丈夫です。

○原嶋委員長 それではJICA環境社会配慮助言委員会、第150回の全体会合これで終了させていただきます。本日は長い時間どうもありがとうございました。

閉会16:45